

令和6年6月現在

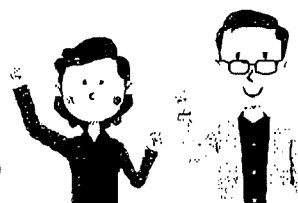
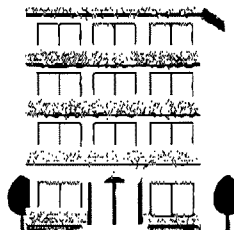
(昭和56年5月以前の住宅にお住まいの方へ)

耐震改修で 安心な住まいづくりを

～耐震改修はあなたの家族と地域を守ります～

耐震改修工事に関する 資金サポートをご案内

- 耐震改修工事の進め方
- 耐震設計・耐震改修にかかる費用（概算）
- 市町村の補助制度と所得税の特別控除
- 満60歳からの住宅ローンのご案内



新潟県耐震改修促進協議会



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

耐震改修工事の進め方

ステップ	① 耐震診断 ご自宅が地震に対して、どの程度の強さを持っているのかを調べます。	② 耐震設計 診断結果を基に、建築士が補強方法を検討します。要望を踏まえて、工事見積もりや設計図を作ります。	③ 耐震改修 設計図を基に、改修工事を行います。
	建築士事務所など		工務店など
	5～25万円	20～50万円	100～400万円

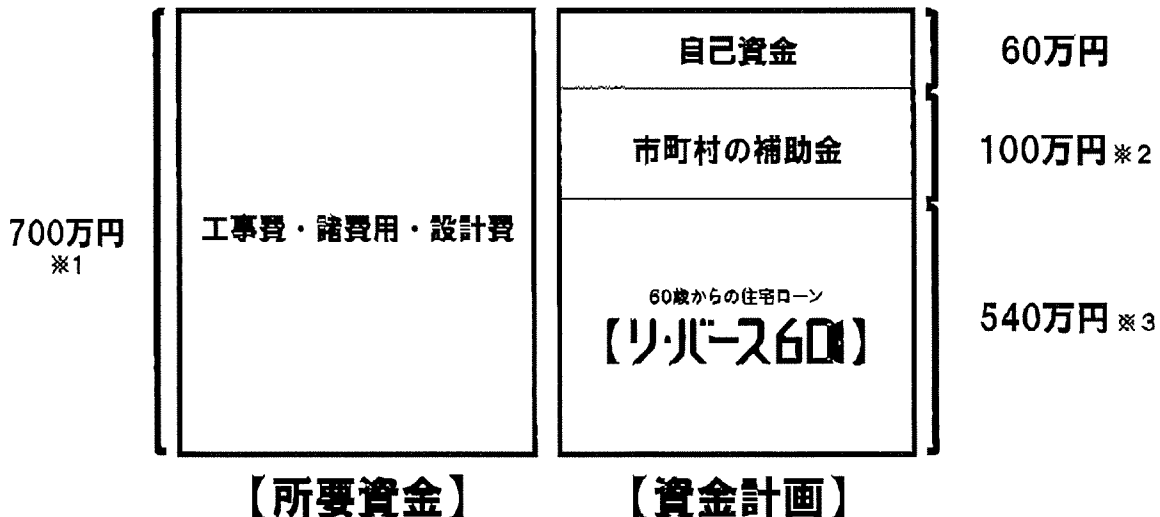
※費用は目安であり、住宅の建築時期や規模等により異なります。

耐震改修費用を含むリフォーム費用（概算）



各市町村の補助制度を活用できます。
 なお、満60歳以上の方については、毎月のお支払が利息のみとなる住宅ローン（【リ・バース60】）により、無理のない資金計画を立てることができます。

<所要資金と資金計画のイメージ図>



※1 所要資金額は目安であり、住宅の建築時期や規模等により異なります。
 ※2 補助金額は各市町村の概ね平均です。補助金額は市町村ごとに異なるため、詳細は次ページでご確認ください。
 ※3 【リ・バース60】における戸建てリフォーム資金の融資限度額は、次のうち最も低い額となります。
 ①8,000万円 ②所要資金 ③担保評価額（住宅および土地）の50%または60%、長期優良住宅の場合は55%または65%（イメージ図の融資額は、担保評価額900万の60%とした場合の概算を記載しています。）

市町村の補助制度と所得税の特別控除



新潟県内の各市町村で、さまざまな補助制度があり、制度の利用で、ご自身の負担を抑えることができます。

○ 耐震すまいづくり支援事業等 市町村補助上限額等一覧
 (詳細は、各市町村窓口へ直接お問い合わせ下さい。)

(令和6年4月)

No	市町村名	担当課	連絡先	木造住宅耐震補助					木造住宅 除却補助 (災害発生後発生費用 等の)	ブロック建費助 成
				耐震診断	耐震補強設計	耐震改修		形費ジェネレーター等		
						躯体改修	部品改修			
				個人負担額 ※1	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額
2	阿賀町	建設課	0254-92-5765	診断費の1割 ※2	-	65万円	-	-	-	-
	阿賀野市	建設課	0254-61-2480	無料	-	100万円	-	10万円 (20万円)	-	-
	菟田野町	民生保健課	0254-55-2111	-	-	-	-	-	-	-
い	出雲町	建設課	0258-78-2286	1万円	-	75万円	(40万円) ※5	(40万円)	-	10万円
	糸魚川市	建設課	025-552-1511	無料	10万円 ※3	65万円 ※4	-	20万円	30万円(45万円) ※6	10万円
ろ	魚沼市	都市整備課	025-793-7991	1万円	-	120万円	(30万円)	(50万円)	-	10万円
あ	小千谷市	建設課	0258-88-3614	1万円	-	120万円 ※5	(60万円)	(40万円)	-	-
か	柏崎市	建築住宅課	0267-21-2231	1万円	-	120万円 ※5	-	-	45万円	15万円
	加茂市	建設課	0256-52-0080	-	-	-	-	-	-	-
	刈羽町	建設課	0257-45-9919	-	-	-	-	-	-	-
こ	五泉市	都市整備課	0250-43-3911	診断費の1割 ※2	-	120万円	(80万円) ※5	-	-	-
さ	佐和田市	建築住宅課	0259-67-7403	10万円まで無料	-	100万円	-	-	30万円	10万円
	三島市	民生課	0256-34-5727	1万円(無料)	-	120万円	-	30万円	-	15万円
し	新発田市	建設課	0254-26-3557	無料	-	100万円	(80万円)	(40万円)	-	15万円
	上越市	建築住宅課	025-520-5783	無料	-	120万円 ※8	(70万円) ※5	(30万円)	30万円	-
ち	直野町	ふるさと整備課	0254-27-2111	無料	10万円	65万円	-	-	-	-
	鱒川町	建設課	0254-64-1479	1万円	-	100万円	(60万円)	-	-	-
た	柏崎市	建築住宅課	0264-43-6111	無料	(13.5万円)	100万円	(50万円)	(30万円)	20万円	15万円
	田上町	都市整備課	0258-57-6223	1万円	-	65万円	-	-	-	-
こ	瀧井町	建設課	025-765-8118	1万円	-	100万円	-	-	-	-
	浜市	建設課	0265-77-8282	1万円 (無料)	-	100万円 (120万円) ※3 ※8	-	-	50万円	-
と	十日町市	都市計画課	025-757-9935	1万円	-	100万円	-	-	-	-
な	佐和田市	建築・住宅課	0256-39-2228	1万円	15.5万円 ※7	105万円 ※7	(70万円) ※7	(40万円)	-	15万円
に	新潟市	建築行政課	025-225-2841	280㎡以下 無料 ※10	10万円	120万円 (160万円) ※4	70万円 (90万円) ※4	(30万円) ※4	-	20万円
り	見附市	都市環境課	0258-82-1700	1万円	10万円	65万円	(40万円) ※6	30万円 (40万円)	30万円	15万円
	丹波町	都市計画課	025-773-6662	無料	-	65万円	-	-	30万円	-
	妙高市	建設課	0256-74-0026	無料	-	100万円 (110万円) ※8	100万円 (110万円) ※8	100万円 (110万円)	50万円 (60万円)	-
ひ	村上町	都市計画課	0254-53-2111	1万円	-	100万円	(60万円)	-	-	-
ふ	弥生町	建設企画課	0256-94-1022	-	-	-	-	-	-	-
ほ	湯沢町	建設課	025-784-4852	1万円	-	120万円	-	-	-	-

備考 () は、最終費・補助費が異なる世帯の世帯の個人負担額を記載しています。

- ※1 耐震診断においては、住宅規模が大規模な場合、個人負担額が異なる場合があります。
- ※2 ただし、5万円が上限。
- ※3 耐震補強を行う場合は60万円。
- ※4 躯体改修工事、部分耐震改修工事、耐震ジェネレーター等設置と併せて他のリフォーム工事を行う場合、120万円。
- ※5 部分耐震改修に併せて耐震改修を行う場合は、出雲町で3.5万円、五泉市で60万円、上越市で150万円、新潟市で50万円(80万円)、奥平市で12.5万円。
- ※6 第一次緊急防災道路の沿道住宅は、補助額上限額が上がる場合があります。
- ※7 全体改修工事と耐震補強設計に対する取り締り合計は、上限120万円(部分改修工事の場合は、上限85万円)。
- ※8 全体改修工事と耐震補強設計を一体で取り締りすることし、補助対象経費に耐震設計費を含む。
- ※9 居住標準区域内への耐震補強、住居外に併用する場合は上限45万円。
- ※10 住宅の延べ床面積が280㎡を超過する場合は、個人負担が発生します。



耐震改修工事には税制の特典もあります。

■所得税額の特別控除【令和7年12月31日まで】

昭和56年5月31日以前に建築された住宅について耐震改修工事を行った場合、耐震改修に係る標準的な費用から補助金等の額を控除した金額の10% (最大25万円) + 限度額超過分等の5% (最大37.5万円※) が所得税額から控除されます。
 (控除期間：1年)

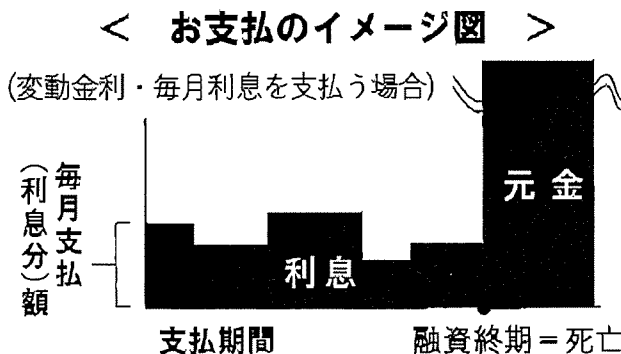
上記の補助金とは別に、所得税を

最大**62.5**万円控除

※リフォーム促進税制を受ける場合においては、その年分の合計所得金額が2,000万円以下。

満60歳からの住宅ローン【リ・バース60】のご案内

■ 毎月の支払は、利息のみ。年金収入の方にもご利用いただいています。



【リ・バース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の方向けの住宅ローンです。
 ご利用にあたっては、取扱金融機関及び住宅金融支援機構の審査がございます。審査結果によっては、お客様の希望にそえない場合があります。



(注) 変動金利の場合は、金利が見直されると毎月の返済額または支払額が変わります。

■ 相続者と相続人の方が残った債務を返済する必要のないノンリコース型を用意。

元金は、お客さまが亡くなられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却によりご返済いただきます。担保物件（住宅および土地）の売却代金でご返済した後に債務が残った場合は、次の図のうちいずれかの取扱いとなります。


2022年度のお申込件数のうち
約99%のお客さま
 が選択！

ノンリコース型
 相続人の方は残った
 債務を返済する必要
 はありません

リコース型
 相続人の方は残った
 債務を返済する必要
 があります

※ お客さまがご存命中に元金を繰上返済して完済された場合、またはお客さまが亡くなられたときに相続人の方が一括返済された場合は、担保物件(住宅および土地)を売却する必要はありません。


【リ・バース60】に関するお問合せ



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構
 (旧「住宅金融公庫」)

リ・バース60 検索

【リ・バース60】ダイヤル 0120-9572-60 (通話無料)
 営業時間 9:00~17:00(土日、祝日及び年末年始を除きます)



■借入申込日現在で満60歳以上のお客さまがご利用いただけます。■お申込窓口は取扱金融機関となります。金利、利用条件等は取扱金融機関により異なるため、商品の詳細は取扱金融機関にお問い合わせください。■ご融資の限度額は、所定の融資限度額、所要金額の100%または担保評価額(住宅および土地)に担保掛目(最大65%(条件によります。))を乗じた額のうち最も低い額となり、自己資金が必要になる場合があります。■融資の終期は、融資を受けた方全員が亡くなったときまでとなります。■生活資金及び投資用物件の取得資金にはご利用できません。

●新潟県内でお申込み可能な取扱金融機関 新潟県内に本店がある金融機関 大光銀行、新潟県労働金庫
 その他のエリアに本店がある金融機関 リそな銀行※、イオン銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、日本住宅ローン、オリックス・クレジット、日本モーゲージサービス※

※印の金融機関のお取扱いは一部の地域に限定されています。 (2024年5月1日現在)

耐震改修に関する相談窓口

・新潟県土木部都市局建築住宅課 (新潟県耐震改修促進協議会事務局)	新潟市中央区新光町4番地1	025-280-5441
・(社)新潟県建築組合連合会	新潟市中央区川岸町3丁目17-2	025-231-2251
・(社)新潟県建築士会	新潟市中央区新光町15番地2	025-378-5666
・(社)新潟県建築士事務所協会	新潟市中央区白山浦1丁目614番地	025-265-4748